

第5章 主要な都市計画の決定等の方針

1 土地利用

(1) 基本方針

人口構造の変化など、さまざまな社会経済情勢の変化に的確に対応し、多様な都市生活・都市活動を支え、暮らしにゆとりと安心感を与えるとともに、生物多様性が保全された持続的で搖るぎない地域の発展を可能とするように、環境にも配慮した効果的・効率的な土地利用の規制・誘導を進めます。

市街化区域は計画的に市街化を図るべき区域です。都市的土地利用の割合が著しく低い土地の活用と既成市街地の再構築を優先しながら都市機能の適切な配置を促進し、計画的に市街化を誘導していきます。

住居系市街地は、日常生活に必要な施設を身近に配置することにより、自家用車に過度に依存しない身近な生活圏に再構築していきます。また、適正な土地利用へ誘導し居住環境の保護を図ります。

商業系市街地は、鉄道駅周辺など拠点性を有する地区に多様な都市機能の集積を高めるように配置します。

工業系市街地は、産業の動向に的確に対応し、周辺環境との調和や社会基盤の整備水準などを考え合わせて適切な位置に配置します。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。将来の人口減少・超高齢社会の到来を見据えると、市街化区域内の整備と再構築を優先すべきであり、市街化調整区域における開発を抑制していくことが重要です。

(2) 主要用途の配置の方針

ア 住宅地

自家用車に過度に依存しない身近な生活圏を構築するため、公共交通が利用しやすい鉄道駅やバス停の徒歩圏、市役所や町役場などの徒歩圏を中心に住宅地を配置します。

居住環境の状況や都市基盤施設の整備状況を考え合わせ、日常生活に必要な施設の配置にも配慮しながら、低層住宅地、中高層住宅地、一般住宅地を配置します。

なお、低層住宅地は、ゆとりある良好な低層住居の環境を保護すべき地域とします。中高層住宅地は、良好な中高層住居の環境を保護すべき地域とします。一般住宅地は、住居の環境を保護すべき地域とします。

幹線道路の沿道については、居住環境の保護、幹線道路の機能および中心市街地の活力や商業地への影響などを考え合わせ、適正な用途地域を配置します。また、工業地に隣接する住宅地は、居住環境の保護などを考え合わせ、適正な用途地域を配置します。

イ 商業地

都市基盤施設の整備状況と既存の都市機能の活用や連携などを考え合わせ、土地利用の状況にも配慮しながら都市における商業・業務機能の適切な配置を図ります。中心市街地や拠点性を有する主要な鉄道駅などを中心に、多様な都市機能の集積を高めて商業機能の充実を図ります。さ

らに、都市機能の集積をいかし職住のバランスがとれたまちなか居住を促進します。

区域拠点の一宮駅周辺および春日井市の鳥居松周辺地区は、住民や企業が広く利用できる広域的な都市機能が複合的に立地する中心商業地を配置します。都市拠点の犬山駅、江南駅、小牧駅、国府宮駅および岩倉駅の周辺には、公共交通の利用者や地域住民の暮らしを支える商業、文化、医療・福祉、教育・行政などの都市機能が立地する中心商業地を配置します。

区域拠点および都市拠点以外の主要な鉄道駅の徒歩圏や商業、医療・福祉、教育・行政などの都市機能を集積すべき地区においては、地域住民の日常的な生活を支える一般商業地を配置します。

ウ 工業地

産業の動向や土地の利用転換などに合わせつつ、都市活力の維持・強化に向け、適切な工業用地の確保が必要です。東名・名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道などのインターチェンジ周辺や主要な幹線道路の沿道など、交通の利便性が高く物流の効率化が図られる地域や既に工場が集積している工業地の周辺に工業地を配置します。

なお、住宅との混在や、大規模集客施設の立地を招く恐れのある準工業地域は原則として新たに定めません。

(3) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

ア 住宅地

低層住宅地については、良好な低層住居の環境を確保するため、低密度（建ぺい率40～60%、容積率80～100%）を標準とした土地利用の規制・誘導を進めます。特にゆとりある良好な低層住居の環境を保護すべき住宅地などについては、一層の低密度（建ぺい率30～40%、容積率50～80%）を標準とした土地利用の規制・誘導を進めます。

中高層住宅地および一般住宅地については、住居の環境を保護するため、通風、日照、採光、防災性などにも配慮して、中密度（建ぺい率50～60%、容積率150～200%）を標準とした土地利用の規制・誘導を進めます。

イ 商業地

区域拠点の一宮駅周辺や春日井市の鳥居松周辺地区、都市拠点の犬山駅、江南駅、小牧駅、国府宮駅および岩倉駅の周辺の中心商業地については、土地の高度利用や有効利用を誘導して商業・業務の利便を増進するため、高密度（建ぺい率80%、容積率400～600%）を標準とした土地利用の規制・誘導を進めます。

店舗併用住宅や戸建て住宅との共存が考えられる一般商業地については、地域住民の日常生活に必要な商業・業務の利便を増進するとともに、住宅の通風、日照、採光、防災性などにも配慮して、中密度（建ぺい率80%、容積率200%）を標準とした土地利用の規制・誘導を進めます。

ウ 工業地

工場生産活動の利便の増進や公害の発生防止などを考慮して、工業地は、中密度（建ぺい率60%、容積率200%）を標準とした土地利用の規制・誘導を進めます。

(4) 市街地における住宅建設の方針

ア 安心して住み続けることができる住まい・まちづくりに関する方針

住まいの安全性に対する不安が広がっている状況の中、生活の基盤としての安全を確保し、安心して住み続けることができる住宅が必要です。このため、個々の住まいの耐震性の向上と併せて、密集市街地や既存集落地の整備などによる住宅の防災性の確保や公的住宅ストックの有効活用による安定した居住の確保を促進します。また、犯罪を誘発する要因を取り除くため、周囲からの視認性に配慮するなど住宅の防犯性の確保を促進します。

イ いきいきとした住生活が実現できる住まい・まちづくりに関する方針

人口減少・超高齢社会の到来を見据えると、住まい手がいきいきとした住生活を実現するため、多様な選択ができる住宅が必要です。このため、市街地再開発事業、土地区画整理事業、地区計画などにより、まちなか居住などの多様な住まい方に対応した良好な住宅地の供給と住宅の建設を促進します。

ウ 環境と共生しながら長く使い続ける住まい・まちづくりに関する方針

循環型社会の形成に向けて、質の高い住宅の供給と適切な維持管理やリフォームによって住宅の長寿命化を図るとともに、環境共生住宅の建設や環境と共生する住まい方の浸透を図ります。

エ 地域特性をいかし、多様な主体が参画する住まい・まちづくりに関する方針

人口減少・超高齢社会の到来を見据えた活気のある地域づくりに向けて、さまざまな人々が参画するまちづくり活動を促進し、地域の特性をいかした住宅地の形成をめざします。

また、少子化と高齢化が進行している高蔵寺ニュータウンや桃花台ニュータウンなどの郊外の大規模住宅団地では、関係機関による協議会の設置や住み替え支援などを含めた居住環境の維持・向上について方策を検討します。

(5) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

ア 中心市街地（商業地）形成に関する方針

区域拠点の一宮駅周辺および春日井市の鳥居松周辺地区では、区域の拠点として住民や企業が広く利用できる広域的な都市機能の配置を促進します。都市拠点の犬山駅、江南駅、小牧駅、国府宮駅および岩倉駅の周辺では、地域住民の暮らしを支える都市機能のバランスのとれた配置を促進します。区域拠点や都市拠点以外の一般商業地では、地域住民の日常的な生活を支える都市機能の配置を促進します。

既存の交通施設の障壁を取り除くバリアフリー化や誰にでも使いやすいユニバーサルデザインで設計された交通施設の整備により、誰もが快適に移動できる交通環境の創出を促進します。また、憩いやにぎわいの場となる公共空間の確保や都市の緑化および景観などに配慮したまちづくりを促進します。

潤いある美しい都市空間の実現を図るとともに防災機能を確保した安心・安全なまちづくりを促進します。

イ 土地の高度利用に関する方針

中心商業地においては、商業・業務機能や住機能など多様な都市機能の配置を促進できるよう土地の高度利用を図ります。

一般商業地において商業・業務機能を主体とした都市機能の導入を図る必要がある場合には、地域の特性に応じて、高度利用を図ります。

ウ 用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針

特に住居の環境を保護すべき地域や特に工業としての利便を増進すべき地域は、低層住居専用地域や工業専用地域の指定、地区計画などを活用し適正な用途への純化を図ります。

主要な鉄道駅の周辺や既成の中心市街地においては、人口や都市機能の空洞化を防止するため、商業、文化、医療・福祉、教育・行政などの多様な都市機能の集積をいかしたまちなか居住を促進できるように複合的な土地利用を図ります。

工業系市街地に工場跡地が生じた場合は、周辺環境との調和や都市基盤施設の整備状況に応じて土地利用の転換を含めて有効活用を図ります。

エ 居住環境の改善または維持に関する方針

工場と住宅が共存する市街地については、地域がめざす市街地の将来像を明らかにしたうえで、地区計画や建築協定などを活用しつつ建築物の建て替えや改修などによる居住環境の整備を促進します。

都市基盤施設の整備が完了している住居系市街地については、良好な居住環境の維持や増進を図るため、地区計画、建築協定、緑地協定などの活用を促進します。

自家用車に過度に依存しない身近な生活圏を構築するため、日常的な生活に必要な店舗などの生活利便施設を身近に配置することや職住を近接させることができるように、都市基盤施設の状況や居住環境の状況に応じたきめ細かな土地利用を図ります。少子化と高齢化が進む郊外の大規模住宅団地などにおいては、多様な世代の定住を促す土地利用の誘導を検討します。

面的な都市基盤施設の整備に備え、特に市街地の密度を低く定めた地区については、土地区画整理事業の進捗状況や地区計画に定められた都市基盤施設の整備状況などに応じて、適正な用途地域に見直します。

オ 大規模集客施設等の立地に関する方針

大規模集客施設など広域的に影響をおよぼす都市機能の立地については、自家用車への過度の依存や市街地の無秩序な分散につながるため、原則として、中心市街地をはじめとする商業地へ適切に誘導するものとし、住宅地および工業地での立地を抑制します。大規模集客施設などの立地を誘導できるように用途地域などを定める場合には、都市構造や都市機能への影響について関係市町の意見を聴取します。

カ 都市内の緑地または都市の風致の維持に関する方針

市街地の環境に潤いを与え、住民の憩いの場として貴重な空間となっている樹林、社寺境内林の緑や水辺の保全と活用を図ります。良質な市街地の環境や風致などを確保するために保全することが望ましい緑地は、特別緑地保全地区、風致地区または緑地保全地域などを活用し、保全を図ります。

歴史上価値の高い建造物を中心にして伝統的な町並みが残る犬山市の犬山城下町地区は、歴史的な風致の維持・向上を図ります。都市の風致を維持する機能を担う緑地については、適切に保全します。

良好な都市環境を形成するために、緑地協定などを活用し、民有地内における緑の保全や創出を図ります。

キ 都市の防災性の向上に関する方針

延焼や浸水被害の防止、避難路の確保などに配慮した適正な土地利用の規制・誘導を推進することで無秩序な市街地の形成を防止し、防災性の高い市街地の形成を図ります。

都市基盤施設が不足する密集市街地においては、都市基盤施設の整備や避難路などの確保により、災害に強く安全な市街地の形成を促進します。

土地の高度利用を図る市街地や一般商業地については、防火地域や準防火地域の指定を促進し、都市の不燃化を図ります。

新川流域は、都市化の進展が著しいことから確実な総合治水対策を推進するため、特定都市河川流域に指定されています。この流域では 500 mm 以上の雨水浸透阻害行為に対して雨水貯留浸透施設の設置を条例により義務付けるなど、引き続き雨水の流出抑制対策を推進します。また、その他の河川流域においても、新たな市街地の開発にあたっては雨水の流出を抑制する調整池の設置など総合的な治水対策を引き続き推進し、都市の防災性の向上を図ります。

(6) 市街化調整区域の土地利用の方針

ア 災害防止に関する方針

溢水、湛水などによる浸水被害の恐れがある区域、土石流、がけ崩れなどによる土砂災害の恐れがある土砂災害危険箇所などは、市街化を抑制します。

イ 優良な農地との健全な調和に関する方針

優良な集団農用地および土地改良事業をはじめとする農業に関する基盤整備事業を実施している区域の内、今後も農用地として保全すべき一団の区域は市街化を抑制します。

ウ 豊かな自然環境の保全に関する方針

優れた自然の風景および田園的風景の維持、都市環境の保全、水源のかん養、土砂流出の防備などのために保全する必要がある区域は、市街化を抑制します。

エ 秩序ある都市的土地区画整理事業に関する方針

市街化調整区域における開発行為は、市街化区域における計画的な市街地整備に支障がなく、かつ、周辺の開発を促進しないものであることが必要です。相当規模の開発行為については、地区計画を定めて、道路、公園などの地区施設の整備や建築物の適正な規制・誘導をすることが必要です。なお、地区計画を定めるにあたっては、既存ストックの活用や地域環境の保全または改善、地域活力の向上への貢献に配慮することが重要です。

区域区分による市街化区域の適正な配置と地区計画を定めた計画的な開発行為により、秩序ある都市的土地区画整理事業を実現する必要があるため、市街化区域に近接または隣接した区域を条例で指定することにより一定の市街化を容認する制度は用いません。

大規模集客施設は、広域的に影響をおよぼし、無秩序な市街地の拡大など都市構造に大きな影響を与えるため立地を制限します。また、大規模集客施設と同様に広域的に影響をおよぼす公共公益施設の立地は抑制します。

今後、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備を行う地区は、その整備の見通しが明らかになった段階で、農林漁業などとの調整を行い、住居系市街地については尾張広域都市計画圏で想定した人口の範囲内で、また工業系市街地については尾張広域都市計画圏で想定した産業規模の範囲内で、隨時、市街化区域に編入し、良好な市街地整備を図ります。

2 都市施設

(1) 交通施設

ア 基本方針

(ア) 交通体系の基本方針

今日の都市交通問題は、単に交通混雑や交通機関相互の機能分担の問題にとどまらず、まちづくりとの連携、防犯性の向上、環境や景観への配慮などさまざまな課題に対応することが必要です。今後の交通施策の実施にあたっては、地域間の交流と連携を促し、地域の活力を維持・創出するとともに地域住民の日常生活を支える交通体系の構築が必要です。

将来の人口減少・超高齢社会の到来を見据えると、誰もが使いやすい交通施設の整備や持続可能な都市を支える新しい公共交通の仕組みをつくり上げていくことが必要です。

本区域の活発な産業活動を支えるため、平成17年に開催された「愛・地球博」を契機に整備され機能の強化が進んだ交通施設を活用しながら、空港や港湾の機能が十分に発揮できるように背後圏とそれらを結ぶ幹線道路網の整備を推進します。物流機能を集約するトラックターミナルを幹線道路が整備された市街地の外縁部へ適切に配置するなど、物流の効率化を図ります。

安全で円滑な移動を確保するため、駅前広場の整備や駐車施設の適切な配置など公共交通結節点の機能強化・充実を促進します。こうして、鉄道・路線バス、自家用車、自転車・徒歩などさまざまな交通手段を有効に組み合わせて利用できるようにすることで、公共交通と自動車交通の適切な役割分担を図ります。また、複数のバス路線の停留施設を一箇所に集約するバスターミナルを都市機能が集積した地域に配置するなど、バス路線間や路線バスと他の交通手段との乗り換え利便性の向上を図ります。これらの機能強化・充実にあたっては、障壁を取り除くバリアフリー化や誰にでも使いやすいユニバーサルデザインに配慮します。

環境にやさしく誰もが自由に移動することができる持続可能な交通体系の構築を図るため、商業地や住宅地におけるコミュニティバスの運行などバス路線網の再構築を促進します。郊外の大規模住宅団地では、需要の動向を踏まえて既存の交通基盤施設の活用について検討します。

県営名古屋空港は、駐車施設の充実や空港と鉄道駅を結ぶ公共交通の充実など、利用者の利便性の向上を図ります。

東海・東南海地震などの大規模地震の発生に備え、道路施設や空港施設の耐震化を推進し、災害に強い交通体系の構築を促進します。

(イ) 道路の方針

都市計画道路は、社会経済情勢などの変化を踏まえ、道路の機能を明確にしたうえで、必要に応じた計画の見直しを行います。歴史的資源や文化的資源の活用など地域の実情や特色をいかしたまちづくりを進める地域では、こうしたまちづくりと整合を図るために、地域内の交通を担う地区幹線道路や補助幹線道路の計画を見直すことも検討します。

本区域は、東名・名神高速道路をはじめとする高規格幹線道路網が整備されています。これらを活用し、多様な産業の連携と次代を担う産業を創出するため、中部国際空港や名古屋港と本区域を結ぶ広域的な道路網の充実を進めます。

区域内の円滑な交通を確保することにより、区域拠点や都市拠点の連携を強化し、区域の一体

的な発展を促進します。区域拠点を相互に結ぶ東西方向の主要幹線道路をはじめ、都市拠点間や工業地と広域交通体系を結ぶ都市幹線道路などの整備を推進します。

区域拠点や都市拠点の中心商業地では、誰もが容易に移動できるように歩道や自転車歩行者道などの障壁を取り除くバリアフリー化を促進します。中心市街地の活性化に向けて、買い物などの利便性を向上させるために、限られた道路空間を有効に活用しながら歩道、自転車歩行者道および自転車道の適切な幅員を確保し、景観にも配慮した歩行者・自転車空間のネットワーク形成を図ります。また、沿道施設への出入りや荷物の荷下ろしの機能を重視した補助幹線道路などを適切に配置します。さらに、駅前広場は、人々のにぎわいや交流を生み出し、さまざまな交通手段との乗り換え利便性を向上させるために、景観にも配慮しながら施設の整備を促進します。

一般商業地や住宅地についても、地域住民が徒歩や自転車などで容易に移動できるように歩行者・自転車空間の確保や障壁を取り除くバリアフリー化などを促進します。こうして、日常的な生活に必要な施設や公共公益施設を中心とした歩行者・自転車空間のネットワーク形成を図ります。

無秩序な市街地の拡大を抑制するためには、市街地に構築された都市基盤施設や集積の進んだ都市機能を有効に活用することが重要です。このため、市街化調整区域には、市街地間を結ぶ自動車交通を円滑に流す機能を重視した都市幹線道路などを適切に配置します。

自動車交通による環境負荷の低減を図るため、市街地への通過交通の流入を防ぐ環状機能を持った道路の整備を促進します。交差点の改良や自動車交通を著しく阻害している踏切の解消などの渋滞対策を促進します。また、環境施設帯の確保など適切な環境保全対策を促進します。さらに、歩道や自転車道のネットワークの形成や高度道路交通システムなど情報通信技術を活用した交通需要マネジメントの取り組みを促進します。

(ウ) 鉄道の方針

持続可能な都市の実現に向けた中心的な役割を担う鉄道は、路線バスなど他の公共交通や自動車交通との連携強化を促進し、利用者の利便性向上、交通混雑の解消、環境の保全、都市空間の効率的な利用を図ります。

今後の新設や複線化が運輸政策審議会の答申に位置づけられている鉄道（軌道）は、需要の動向や事業の採算性、投資効果などを総合的かつ的確に見極めながら整備などに向けた事業者との連携を促進します。

市街地の分断解消、交通の安全性向上や円滑化を図るため、地域の実情を踏まえつつ鉄道沿線のまちづくりと連携して、鉄道の高架化を推進します。

(エ) 駐車施設の方針

商業・業務機能が集積する区域拠点や都市拠点では、違法な路上駐車や自転車の放置を防止し、安全で快適な道路空間を確保することが重要です。このため、人の動きや荷捌きの利便性に配慮した適切な位置に駐車施設の整備や確保を促進します。駐車場整備地区では、必要に応じ駐車場整備計画の見直しの検討を行います。

市街地への過度な自動車流入の抑制や、公共交通と自動車交通の適切な利用を促すため、パークアンドライドの取り組みを推進します。このため、鉄道駅や主要なバス停の周辺において、駐車施設の整備や確保を促進します。

イ 主要な施設の方針

区域を越える広域的な交通を円滑に処理するため、名岐道路や一宮西港道路などの幹線道路が必要です。名古屋市方面へ集中する交通を分散させるとともに、区域拠点間の連携を強化するため、一宮市と春日井市を結ぶ北尾張中央道や一宮春日井線などの幹線道路が必要です。また、区域内の交流と連携を強化するため、西尾張中央道、稻沢西春線、犬山春日井線、名古屋江南線、萩原多気線などの幹線道路が必要です。

道路交通の渋滞を解消し道路と鉄道の機能を強化するため、江南市において北尾張中央道などの整備と連携した名鉄犬山線の立体交差化が必要です。また、一宮市において西尾張中央道などの整備と連携した名鉄尾西線の立体交差化が必要です。

ウ 主要な施設の整備目標

概ね平成 32 年までに整備を予定する主要な施設は以下のとおりです。

事業名	名称等
道路事業	北尾張中央道（一般国道 155 号） 稲沢西春線（一般県道名古屋豊山稲沢線） 名古屋江南線（主要地方道名古屋江南線）
街路事業	北尾張中央道 稲沢西春線 名古屋犬山線 名古屋岐阜線 布袋駅線

(2) 下水道および河川等

ア 基本方針

(ア) 下水道の方針

都市化の進展や産業の発展により水環境が悪化しましたが、これまでの下水道整備により、身近な生活環境や河川の水質については改善傾向にあります。しかし、下水道の整備水準は全国平均よりも低い状況にあり、伊勢湾・三河湾においては依然として赤潮や青潮が発生しています。このため、今後も下水道の整備を積極的に促進するとともに、下水処理の高度化や合流式下水道の改善を促進し、快適な水環境の創造を図ります。

都市化による雨水流出量の増加、局地的な集中豪雨などにより都市型水害の発生頻度が高まっています。雨水の流出抑制を考慮した貯留浸透施設などの設置や、雨水を河川などに放流する公共下水道および都市下水路の整備を促進します。また、住民の水害に対する自助意識の啓発に努めます。

今後発生する可能性の高い東海・東南海地震などの大規模地震に備え、施設の耐震化を促進するなど、安心・安全なまちづくりを支える下水道整備を促進します。

下水道の普及拡大により、汚水処理量が年々増加し、発生汚泥量やエネルギー消費量が増大しています。下水道分野においても地球温暖化の防止や循環型社会への対応が必要です。このため、汚泥の有効利用をさらに進めるとともに、水循環の再構築として処理水の利活用を促進し、エネルギー効率の向上や温室効果ガスの削減を図ります。

さらに、下水道の整備や運営にかかる費用の縮減や環境負荷の低減を促進するために、地域特性や規模に応じた効率的な整備を進めるとともに、施設相互の効率的な連携を図ります。

(イ) 河川等の方針

都市化の進展による河川流域の開発は、流域が有する保水能力や遊水機能の低下をもたらしています。都市部においては、台風や局地的な集中豪雨などにより浸水被害が発生しており、今後も発生する恐れがあります。こうした浸水被害を防止するため、河川の改修を推進するとともに、新たな市街地の開発にあたっては、調整池を設置するなど総合的な治水対策の実施を図ります。

新川流域では、確実な総合治水対策を推進するため特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画に従って、効率的な浸水被害対策を実施します。

今後発生する可能性の高い東海・東南海地震などの大規模地震に備え、二次被害の軽減を図るため、低地地域での河川施設の耐震化を推進します。

東部の丘陵地を中心に、土石流、がけ崩れなどによる土砂災害を防止するため、土砂災害対策を推進します。

地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川景観の保全や創出を図る多自然川づくりを進めます。こうした取り組みなどにより、木曽川、庄内川、五条川、内津川、日光川などをいかした自然的環境インフラネットワークの形成を図ります。

イ 整備水準の目標

(ア) 下水道

本区域の平成 20 年度末の下水道普及率は約 51% です。今後も引き続き市街化区域および周辺地域を中心に下水道の整備を進め、平成 32 年における普及率を、概ね 65%まで引き上げることを目指します。

(イ) 河川等

中小河川については、河川の重要度に応じて概ね 5 年に 1 度から 30 年に 1 度の降雨に対して治水上の安全度を確保することを目標として、河川整備計画などの河川改修計画に基づいた改修を推進します。

ウ 主要な施設の方針

(ア) 下水道

本区域においては、五条川左岸、日光川上流、五条川右岸の 3 流域下水道と関連する市町の公共下水道、また市で個別の処理場を有する一宮公共下水道、春日井公共下水道の計画区域があり、快適な水環境を創造するため整備が必要です。

また、安心・安全なまちづくりのための雨水対策として、関係市町において公共下水道および都市下水路の整備が必要です。

(イ) 河川等

五条川、内津川、日光川など多くの河川が本区域から発し市街地を流下しています。市街地の治水安全度を高めるため、河川整備計画などの河川改修計画に基づいた河川の改修が必要です。

河川の計画規模や河川施設の整備水準を超える規模の洪水が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、水防法に基づく洪水予報河川や水位周知河川の指定と拡充およびこれら河川の浸水想定区域図の策定や水位・雨量情報などの提供が必要です。

土砂災害をもたらす危険性のある地区においては、砂防えん堤の整備など土砂災害対策が必要です。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域などの指定と、大雨による土砂災害に対する警戒や避難を支援する土砂災害警戒情報の提供が必要です。

工 主要な施設の整備目標

概ね平成 32 年までに整備を予定する主要な施設は以下のとおりです。

事業名	名称等
流域下水道事業	五条川左岸流域下水道 日光川上流流域下水道 五条川右岸流域下水道
公共下水道事業	一宮 公共下水道 春日井 公共下水道 犬山 公共下水道 江南 公共下水道 小牧 公共下水道 稻沢 公共下水道 岩倉 公共下水道 大口 公共下水道 扶桑 公共下水道
都市下水路事業	春日井 松河戸都市下水路 春日井 堀ノ内都市下水路
河川改修事業	一級河川 郷瀬川 一級河川 新郷瀬川 一級河川 庄内川 一級河川 大山川 一級河川 薬師川 一級河川 合瀬川 一級河川 中江川 一級河川 原川 一級河川 五条川 一級河川 青木川 青木川放水路 一級河川 縁葉川 一級河川 地蔵川 一級河川 内津川 一級河川 外堀川 一級河川 新造川 一級河川 新境川 二級河川 日光川 二級河川 福田川 二級河川 目比川 二級河川 三宅川 二級河川 領内川 二級河川 光堂川 二級河川 野府川
砂防事業	高蔵川 虎熊川

(3) その他の都市施設

ア 基本方針

市場、と畜場、火葬場、廃棄物処理施設などの供給処理施設は、都市生活や都市機能の維持に不可欠な都市施設です。これらの都市施設は、地域住民や関係者間の合意形成のもと、社会的費用の負担や環境負荷の低減に配慮し、土地利用計画や交通施設計画などの都市計画と整合のとれた適切な配置を促進します。

イ 主要な施設の方針

廃棄物については、その発生抑制を基本とし、排出された廃棄物は「再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、最終的に廃棄物となるものは適正に処理する。」という考え方の上で、適正な処理を促進します。

一般廃棄物処理施設は、市町の区域を越えた広域的な連携も視野に入れて周辺施設への影響や輸送効率などを考え合わせ、愛知県廃棄物処理計画および市町が定める一般廃棄物処理基本計画に基づいて施設の整備・充実を促進します。

産業廃棄物処理施設は、民間事業者による計画を基本としつつ、その立地においては周辺における土地利用の状況や都市基盤施設の整備状況を考え合わせ、愛知県廃棄物処理計画に基づいて施設の整備・充実を促進します。

3 市街地開発事業

(1) 基本方針

これまでの市街地開発事業は、人口の増加に応じた市街地の拡大とこれに対応した都市基盤施設の整備を中心に行ってきました。今後は、人口構造の変化などの社会経済情勢の変化に的確に対応し、活力があると同時に既存ストックを活用した効率的で社会的費用の負担や環境負荷の小さい都市の実現が必要です。このため、市街化区域内の都市的土地区画整理事業の割合が著しく低い土地の活用を十分考慮したうえで、民間活力を活用しつゝ既成市街地の再構築や鉄道駅などの周辺における市街地整備を進めることが重要です。

今後の土地区画整理事業については、既存ストックを活用しながら不足する都市基盤施設の整備や街区の再編を行い、自然環境との調和に配慮した都市的な土地利用の増進と良質な住宅地や工業地の供給を促進します。市街地再開発事業については、中心市街地や鉄道駅周辺を中心に土地の有効活用や高度利用が可能となるように、民間活力を最大限に活用して都市機能の更新を促進します。

これらの事業の実施にあたっては、中心市街地の活性化、密集市街地の防災性の向上、魅力ある拠点の形成、まちなか居住の促進に重点をおきます。また、魅力ある美しい都市景観の形成にも配慮した良好な市街地を形成するため、地区計画などの積極的な活用を促進します。

(2) 主要な市街地開発事業の方針

広域交通体系への利便性が高い一宮伝法寺地区では、計画的な市街地整備により良好な住宅と工業地の確保が必要です。鉄道駅に近接するなど公共交通の利便性が高い春日井熊野桜佐地区、小牧南地区などでは、計画的な市街地整備により良好な市街地環境の創出が必要です。

(3) 市街地整備の目標

概ね平成32年までに整備を予定する主要な市街地開発事業は以下のとおりです。

事業名	市町名	名称等
土地区画整理事業	一宮市	一宮伝法寺
	春日井市	春日井南気噴 春日井篠木四ツ谷 春日井大留上 松河戸 勝川駅南口周辺 春日井熊野桜佐 春日井庄名
	江南市	江南布袋南部
	小牧市	小牧小松寺 小牧岩崎山前 小牧南 小牧文津
	稻沢市	稻沢西 下津陸田

4 自然的環境の整備または保全

(1) 基本方針

本区域は、木曽川に面した大規模な公園、北東部に広がる丘陵地の樹林地や森林など豊かな水と緑地が区域を取り巻いています。こうした自然環境のもとで生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上および良好な都市景観の形成が必要です。

このため、都市公園をはじめ、丘陵地や社寺境内の樹林地、市街地周辺の農地、河川の水辺など、住民にとって身近な自然的環境の整備や保全を促進します。

また、都市の高温化現象の緩和、生物多様性の保全、災害時の避難経路の確保といった観点から、広域的なつながりが確保できるよう、河川や道路空間の活用も図りつつ、都市公園を拠点とした自然的環境インフラネットワークの形成を図ります。

(2) 都市公園の整備水準の目標

平成 20 年度末の区域住民 1 人あたりの都市公園面積は $6.1 \text{ m}^2/\text{人}$ です。今後も引き続き都市公園の整備水準を高めるため、整備を促進し、平成 32 年における区域住民 1 人あたりの都市公園面積を、平成 20 年度水準の 1.1 倍まで引き上げることを目指します。

(3) 主要な緑地の方針

ア 環境保全系統

都市の骨格を形成する緑地として、北東部に広がる樹林地や森林、木曽川沿いの緑地の保全が必要です。希少種や地域固有の動植物を保護するため、多様な生物の生息地となっている北東部の里山や入鹿池周辺の緑地などの保全が必要です。また、国の天然記念物に指定されている犬山市のヒトツバタゴ自生地など、学術上の価値が高い緑地の保全が必要です。

市街地では、河川などの風の通り道に配慮しながら都市の高温化を緩和する公園や緑地の確保が必要です。さらに、建物の緑化や良好な緑陰を創出する並木の形成が必要です。

良好な緑地や水辺を保全することで、希少種や地域固有の動植物の保護を図るとともに、自然的環境インフラネットワークの形成により、開発などで分断された生物の生息・生育空間の連続性の確保が必要です。

イ レクリエーション系統

多様な世代の人たちが、健康づくりやスポーツ活動、自然とのふれあい、広域的な交流や情報発信を行うため、国営木曽三川公園の他、木曽川祖父江緑地などの広域公園、朝宮公園や市民四季の森などの都市基幹公園の整備や保全が必要です。安全で快適に散歩などができる健康づくりの場となる緑として、尾張広域緑道や東海自然歩道などが必要です。

自家用車に過度に依存しない身近な生活圏を構築するため、高齢者や子どもが歩いていけるような近距離に防犯性や安全性にも配慮した身近な公園が必要です。

ウ 防災系統

公園の配置計画では、災害時において安全な避難活動、円滑な救援復旧活動の機能、延焼防止の機能が効果的に発揮できるように配慮することが必要です。地域防災計画における公園の位置づけに応じて、防災施設の整備が必要です。

広域防災活動拠点に指定されている一宮総合運動場をはじめとして、災害時に広域的な避難活動や救助・復旧活動の拠点となる公園などでは、防災機能の確保が必要です。土砂災害の発生を抑制する北東部の丘陵地に広がる樹林地や森林、浸水被害を軽減する役割を担う市街地周辺の農地の保全が必要です。

エ 景観構成系統

市街地と一体となって良好な景観を形成し地域の魅力となっている丘陵地の里山や河川沿いの緑地の保全が必要です。地域の歴史・景観資源となる特色ある緑を確保するため、小牧山や犬山城などの歴史・文化遺産と一体となった緑地の保全や公園などの整備が必要です。

(4) 実現のための具体的な都市計画制度の方針

都市公園などの施設緑地や特別緑地保全地区などの地域制緑地を都市計画に位置づけ、その整備または保全を促進します。

ア 施設緑地の整備の方針

都市公園は、地域にある緑地の状況などを踏まえ、ネットワークが形成されるように以下のように配置し、整備を促進します。

都市公園の種類・種別		整備方針の概要
住区基幹公園	街区公園	街区公園は、概ね半径 250m の範囲内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、1箇所あたり 0.25ha を標準の面積として、その整備を促進します。
	近隣公園	近隣公園は、概ね半径 500m の範囲内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、1箇所あたり 2ha を標準の面積として、その整備を促進します。
	地区公園	地区公園は、概ね半径 1km の範囲内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、1箇所あたり 4ha を標準の面積として、その整備を促進します。
都市基幹公園		都市基幹公園は、1つの市町の区域を対象として、住民が容易に利用できるよう配置します。今後は主要な都市の周辺で都市基幹公園が整備されていない市町を中心に、その整備を促進します。なお、都市基幹公園と同様な機能を有する公共施設緑地などによる代替活用も促進します。
大規模公園	広域公園	広域公園は、都市計画区域を誘致圏域として、未供用部分の整備を推進します。

イ 地域制緑地の指定の方針

良好な自然環境の保全や市街地の緑化を進めるため、特別緑地保全地区などの指定を以下のように促進します。

地域制緑地の種類	指定方針の概要
特別緑地保全地区	環境保全、伝統的・文化的意義、風致・景観、または動植物の生息・生育における良好な緑地において、現状凍結的に保全することが必要な地区への指定を促進します。
緑地保全地域	都市近郊に位置する比較的大規模な緑地で、環境保全、地域住民の健全な生活環境の確保などに必要であり、一定の土地利用との調和を図りながら保全することで良好な自然環境を確保する必要がある地域への指定を促進します。
緑化地域	良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある地域への指定を促進します。
風致地区	市街地内やその周辺の良好な景観を有する樹林地や水辺などへの指定を促進します。
その他	自然公園、農用地区域、地域森林計画対象民有林、保安林など都市における環境保全に有効な緑地は保全します。

（5）主要な緑地の確保目標

概ね平成32年までに整備を予定する主要な都市公園などは以下のとおりです。

都市公園の種類・種別	名称等	
都市基幹公園	総合公園	大野極楽寺公園
	運動公園	光明寺公園
国営公園	国営木曽三川公園	
その他	潮見坂墓園、尾張広域緑道、ふれあい緑道	